

穂豊帆 21

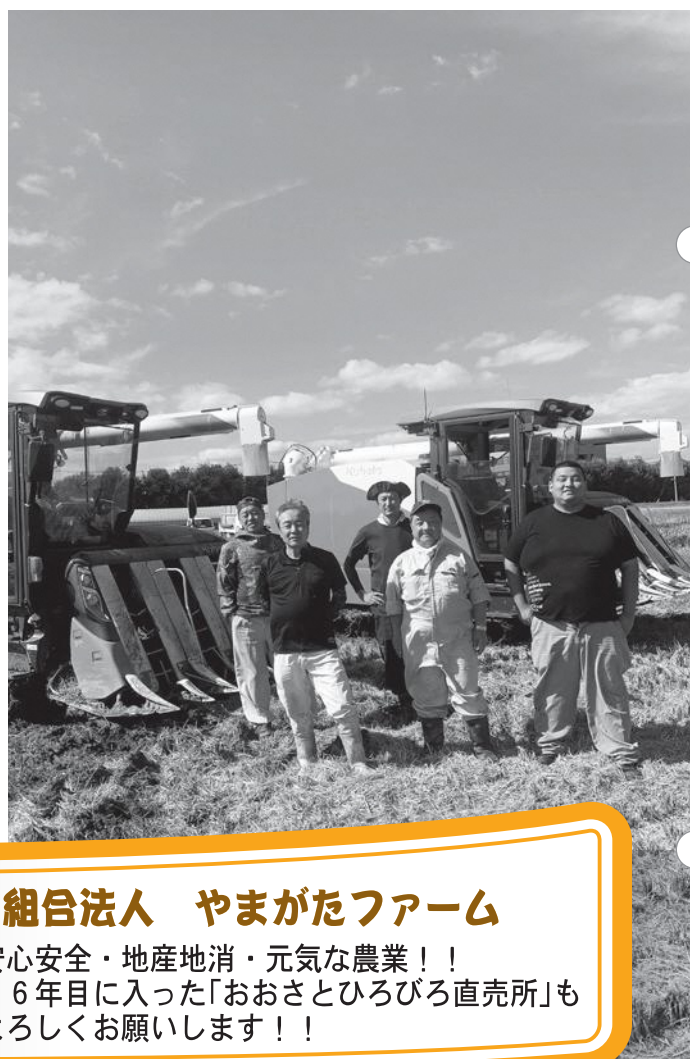
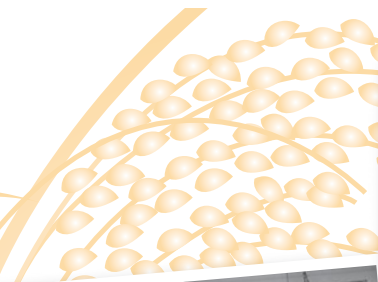
[hohoho 21]

令和6年11月
(2024年)

第225号

山形市農業委員会

〒990-8540
山形市旅籠町二丁目3番25号
TEL 023-641-1212 (内線773)



農事組合法人 やまがたファーム

安心安全・地産地消・元気な農業！！

16年目に入った「おおさとひろびろ直売所」も
よろしくお願いします！！

● 農業委員会の活動報告

- * 国への要請活動について 2 P
- * 現地研修会 3 P
- * 「5年に一度の水張りルール」の現状と課題について 4 P

● 地域情報

- * みんなの広場（滝山地区 荒井智子さん） 5 P

● お知らせ

- * 農作業賃金機械利用料金標準について 3 P
- * 農業支援センターからのお知らせについて 3 P
- * 農地中間管理事業 6 P
- * 相続登記の義務化について 6 P
- * 許可等日程のお知らせ 6 P

◆ 地域計画策定に向けた目標地図づくりにご協力ください

『皆で描く未来地図』

～地域での話し合いに参加しましょう～

国への要請活動について

8月19日～20日、高橋徳郎会長、丸子安会長職務代理者、安達良一農政委員会委員長、農政課題検討小委員会より森田誠一副委員長、遠藤紀江委員、今野智夫委員の6名で、坂本哲志農林水産大臣、遠藤利明議員、舟山康江議員、鈴木憲和議員秘書、加藤鮎子議員秘書、芳賀道也議員秘書に要請書を手渡し、その後意見交換を行ってきました。

要請内容は次の3点です。

1 農業資材及び燃料油価格高騰への対策について

農業の生産資材が高騰している中、農業用軽油引取税の免税(免税軽油)の恒久化や肥料等の安定供給など中長期的視点に立った対策をお願いします。

2 農産物の適正な価格形成について

農産物価格が低迷している中、コストの急激な上昇により所得が減少しています。農業を産業として継続させるために、適正価格を実現する取り組みをお願いします。

3 持続可能な農業のための後継者育成について

農業が誇り高い職業の一つとして認識されるよう、農業の魅力・重要性について理解促進を図る取り組みをお願いします。

以上

坂本大臣より、農業資材や燃油の高騰は円安に起因するものが多く状況は厳しい。しかし、施設園芸の燃油対策は補正予算で対応する。農産物の適正価格については、コストの見える化を図り消費者の理解を深めていく必要があるが、国による価格形成の誘導は独占禁止法に抵触する危険もある。有害鳥獣による被害対策については、効果が少ないとする財務省の理解を深めていく必要がある。今年4月に開学した東北農林専門職大学に期待する。等の意見を伺いました。

また、要請活動の他に農林水産省各担当者を講師に、3項目について研修会を行いました。

①農地法制見直しの方向性について

農地の総量確保のため農地転用に係る手続きが厳格化され、違反転用の

農地については原状回復命令に従わない者は公表する。

②地域計画策定後の計画推進について
目標地図を作成した後も継続して地域で話し合いを行い、計画に沿って実行していく。

③中山間地域の農業について

農村RMO(複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて生活支援等地域コミュニティの維持に資する取り組みを行う組織)を推進する。これまでの「中山間地域等直接支払交付金」「多面的機能支払交付金」「環境保全型農業直接支払交付金」に加え「農山漁村振興交付金農村RMO形成推進事業」を駆使し農村の機能維持に努めます。

これらの内容を中心に説明を受けましたが、我々も現場の声を伝えて参りました。

この要請活動は各地区で開催される農政懇談会で出されたご意見・ご要望を基に行われます。これからも皆様の声を届けられるよう活動して参ります。

(農政委員 丸子 宏)

※肩書は当時のものになります。



現地研修会

— 東北農林専門職大学 —

9月13日、今年4月に開学の東北農林専門職大学において現地研修会を行い、農業委員24名が参加しました。

東北農林専門職大学は、東北初となる公立の農林業系専門職大学で、将来の山形、東北、日本を牽引する農林経営者等を養成する学校です。農林業の生産や、経営に係る知識と理論に裏付けされた技術、地域活性化に向けた課題解決の実践的手法等を学びます。講義だけではなく、先進農林業経営体での2年次から4年次の3年間、同じ経営体での計90日の臨地実務実習（受け入れは、県内外で300か所以上）の他に、卒業単位の3分の1以上の学内外での豊富な実習で、理論と実践をバランス良く学べるとの事です。

併設されている既存の2年制農林大学校の敷地約100haの中に、新たに建設された2階建ての交流棟には、県産杉の木材がふんだんに使用されており、とても清々しく感じられました。

1階には学生食堂、2階は学生自習室と附属図書館。農林業関係の書籍3万冊があり、小学生にも理解しやすい本もありました。一般の方も、日曜・祭日以外に利用できます。食堂も同様に利用でき、近くに住んでいれば毎日でも利用したい所です。

1階から2階への吹き抜けの大講義室もあり、壁面には、東京オリンピック・パラリンピックの選手村で使われた、県産木材が再利用されていました。渡り廊下を通じて、4階建ての教育・研究棟へ移り、実習圃場や演習林、スマート畜産研究研修センター、スマート気候変動対応型農業研究研修センター、加工場などの設備の説明を受け、それらの研究施設に感動しました。

地域全体の活性化をリードできる人材が育成され、農業への光の大学になって欲しいと願います。

（農業委員 井上 敏嗣）



やまがた農業支援センターからのお知らせ

令和7年から農地中間管理事業の利用には『手数料』のご負担をお願いします

農地中間管理事業の手数料について

農地中間管理事業の運営には、やまがた農業支援センターの自主財源を一部充当している経費があり、この負担が年々増加しています。このため、将来に向けて持続的、安定的にこの事業をご利用いただけるよう、利用者の皆様に一部ご負担をお願いすることといたしました。

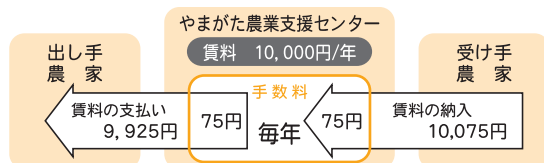
なにとぞ皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

手数料の概要

- 対象は令和6年10月以降に公告になる満期再契約及び、更新・新規契約から。
（直ちに全契約が対象になるものではありません）
- 実際に納付いただくのは令和7年の賃料の支払い時点から
- これ以降毎年、農地の出し手、受け手のそれぞれから納付
- 手数料の金額は毎年の賃料に0.75%を掛けた額
（賃料1万円の場合の手数料は75円）

手数料納付のイメージ

（※10aあたり賃料が年間10,000円の場合の手数料は75円）



詳しくは、やまがた農業支援センター（023-631-0697）または、センターのホームページをご覧ください。



現地研修会

令和6年10月19日より山形県の最低賃金は1時間あたり955円になりました。農作業賃金を決める際はご留意ください。
山形市農業委員会のホームページに、「令和6年度農作業賃金・機械利用料金標準」を掲載していますので、ご活用ください。



水田活用の直接支払交付金 における「5年に一度の水張り ルール」の現状と課題について

国は、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田について転換作物が固定化している水田の畑地化を促すとともに、水稲と転換作物とのブロックローテーション体系の再構築を促すため、次のとおり見直しを行いました。

〔令和4年度から5年間連続して水稲の作付が行われていない農地を、令和9年度以降交付水田から除外する。ただし次の全てに該当する場合は水稲の作付けが行われたものとみなす。①たん水管理を1か月以上（水張り）したことが確認できること。②連作障害による収量低下が発生していないことが確認できること〕

以上の要件を満たさない場合、令和9年度以降、国の転作に対する交付金の交付対象水田から除外され、交付金を受けることができなくなりました。これは、今まで国の施策に協力している農家にとっては痛手となり、1か月以上の水張りを行う必要があるということは、転作田で大豆・麦・ソバを栽培している集落営農組織が、一番ダメージを受けることとなります。行政・農協・土地改良区などが国へ要請書や要望書を提出し、水張り自体がおかしいと指摘してきました。しかし、国（農政局）の回答は決まったも

ので、何度言っても同じで変わることはありませんでした。

山形市では農業振興協議会が、県・市・土地改良区・集落営農組織の代表者が確実に交付金をもらうための勉強会を数回行い、色々な問題が出されましたが、17の組織が水張りを行うこととなりました。その上で、

- ・水張り時期は基本的に各土地改良区の通水時期に併せて行うこと
- ・確認方法や基準は、行う前に計画書を作成し、開始時の写真を市へ提出し、完了後、報告書と完了時の写真を提出すること

- ・基準は水路から取水し、畦畔設備があることで湛水していること
- ・畝が水面から出ないように耕うん等を行うこと、となりました。

さらに、水張り後の作付けについては、麦・ソバは5月や7月の水張りで播種時期に間に合うが、大豆は適期の播種が困難であるため、ソバを作付けするしかないことになりました。

今後の課題は、畦畔を作る時期、水張り時の漏水対策、完了後の雑草対策及び土地改良区との用水調整など数えきれないほどです。小麦・大豆の国産化の推進を行っているにも関わらず、それと真逆とも言える施策を行っていることが問題であるとも思いますが、見直しを考えていただきたいと思います。

（農業委員 金子 祐二）

国の経営所得安定対策等実施要綱が改正され、令和4年度から8年度までに、一度も水張りを行わない水田と、水張りを行った翌年から5年間に同様の水田は、交付金の対象外となりました。一度対象外となると、交付金対象水田に戻ることは出来なくなりました。

農業者は水張り要件を満たすうえで、水張りとは畑地化を選択することになります。現行の畑地化支援の内容では不十分で、戸惑いと疑問の中、畑地化に踏み切れない実態があります。

特に、中山間地域の農業を継続していくには、交付金は必要不可欠です。水張りを実施したくても、農地や水利環境が整っていないために、畑地化を選択し、高収益作物に転換しようとしても、作物がソバ・大豆等に限定されてしまいます。支援が無ければ農地の荒廃が進み、農村耕作放棄地になる懸念があり、農村の崩壊にも繋がりがかねないと思います。

対象外になった農地も地域の実情に合った制度にして欲しいことと、意欲を持って生産活動に取り組みめる新たな支援策を講じていただきたいと思います。

水張りを選択した農業者は、山形市農業振興協議会から確認を得た後

でも、連作障害による収量低下のリスクが伴います。水張りのために、農地の整備、人件費等の負担が増えるほか、水張りの後にも、排水対策や窒素過多等の課題が危惧されます。近年、気候変動や線状降水帯の発生で、予測不可能な豪雨災害が多発しています。今年に至っては渇水対策を強いられました。地球沸騰化の時代です。

これまで農業者は、猫の目と狸操される農政に協力してきました。水張りルールは、切り捨てとも言える農政で、矛盾した政策になっていると思います。一貫性のある農政を確立していただきたいと思っています。

今後、令和8年度に再度見直しされますが、進退両難にならないよう、今回の水張りルールの緩和、もしくは撤廃の英断をお願い致します。

（農業委員 森田 誠二）



北海道・東北ブロック 女性農業委員・農地利用最適化推進委員研修会

9月3日山形市で、表題の研修会が開催され、244名が参加しました。(内、山形県から77名参加)

講演は「幸せな未来を農でデザインしよう」と題し、米沢市在住の黒田三佳氏よりお話を聞きました。

黒田さんは東京に生まれ、元国際線客室乗務員として働き、その後デンマークでの生活を経て、一度旅で訪れた米沢市に移住しました。2009年に新規就農し、子育てをしながら里山の自宅で人材育成の事業を立ち上げ、地域の子どもの英語教育、家庭教育に携わる塾を運営し、その他にも企業・行政・医療機関などで、人材育成を行い地域でも多くの役割を担い活動されています。

数多くの肩書を持つ黒田さんですが、里山からの人づくりとことづくり、里山ソムリエ(商標登録)として、自宅を含む1200坪の畑と森で地域の方と交流し、日々の生活を楽しんでいる事が活動の原点であるのだと、お話を聞きまして感じました。「幸せな未来を機能させるために、農からはじまるストーリーを描いていきましよう」この言葉と、いきいきとした姿に励まされた、素晴らしい講演でした。

次の事例発表では、「頼まんまーる」松本典子氏(鶴岡市)、「あぐりライフデザイン」井向隆文氏(尾花沢市)、「クダモノラクエン」生稲洋平氏よりそれぞれの事業について発表がありました。加工をされている松本さん。新規就農で農業の担い手として頑張っている井向さんと生稲さん。皆さんの中で共通しているのが、地域の人達と、異業種の人達との界を作らず活動の幅を広げ、事業も拡大させているところでした。

会場から質問も相次ぎ、大変盛り上がりしました。北海道・東北ブロック全体の問題点なども質問を通して再認識でき、有意義な研修会となりました。

(農業委員 遠藤 紀江)

みんなの広場



「お互い様の助け合い」

特定非営利活動法人ふれあいにこにこの丘 (滝山地区)
荒井 智子さん

民生児童委員の仕事で地域の方と話す中で、生活の困りごとを知る機会がたくさんありました。高齢になっても住み慣れた地域で安心して生活が続けていきたい。年を重ねる毎に体が思うように動かず不便をきたす。人と会う機会も減り、一日中誰とも話さないと声が出なくなる等。でも、ちよつと支えてもらうことで、本人の出来ることが増え、集まって話す場所があれば、人と話す楽しみが出来ます。これらの望みが、地域の中でちよつとした助け合い活動で可能になればいいなと思い、ボランティアの方達で作るNPO法人ふれあいにこにこの丘を滝山地区に平成17年に設立しました。

にこにこの丘を利用していらっしゃる方たちの感想です。「こういう場所があつて良かった」「みんなとごはんを食べるのが楽しい」「おしゃべりが出来て楽しい」等。活動者の感想では、「みんなと話すことで話題が豊富になる」「人のためになる仕事があることで喜びを感じる」「にこにこの丘に行くという気持ち、気持ちに張り」と元氣をつくる」といいます。

『あがらつしゃいの居場所』は、高齢になっても出来るだけ自分の力で行動するという気持ち大切に、ゆるい支え合いを利用者同士でしながら文化活動とお茶を楽しんでいます。

ボランティア活動をして「ありがとう、おいしかったよ」移送した時、「連れてきてもらつてありがとう」「生活支援をして終わつた時、「助かったよ、ありがとう」という言葉が利用者にも活動者にも心が癒される温かい言葉になっています。私たちの活動内容に縛りはありません。利用者が必要とする内容の支援を、自分が出来る内容で支えています。年齢制限もありません。

地域の中で、自助、互助、共助活動はこれからの社会においてとても大切な交流の一つです。防災活動や、子育て、高齢社会をどう生きるかなど地域の方々が安心して日常生活を送るための話し合いが、今求められています。

にこにこの丘は、地域の中で必要とされる存在になることをこれからも願つて活動していきます。

農地中間管理事業を 利用される皆様へ

令和7年度から
農地中間管理事業を利用する場合、
利用申込の最終締切は、

令和6年 12月17日(火)

です。

お早めに申込手続きを行ってください。

利用申込窓口

JAやまがた各支店
JA山形市アグリセンター

※利用申込再開は令和7年4月以降を予定しており、契約開始は令和7年10月以降、賃料の支払は令和8年度となります。ご注意ください。

相続登記が 義務化されました



令和6年4月1日より、相続登記が義務化されました。

相続したことを知った日から3年以内に法務局へ相続登記の申請をしなければなりません。

令和6年4月1日より前に相続したことを知った不動産は、令和9年3月31日までに相続登記を行う必要があります。

詳しくは法務省の
ホームページを
ご確認ください。



相続登記の専門家に相談したい場合は
山形県司法書士会へ

TEL：0120-13-7832

(相続登記相談センター)

お問い合わせは、山形地方法務局登記部門へ

TEL：023-625-1321 (代表)

◎相続登記完了後は、農業委員会へ「農地の所有権取得の届出」の提出もお忘れなく！

令和6年度 山形市農業委員会 許可等日程

許可月	3条・4条・5条等の受付期間	総会開催日
1月	12月20日(金)～25日(水)	1月14日(火)
2月	1月20日(月)～24日(金)	2月13日(木)
3月	2月20日(木)～25日(火)	3月13日(木)

※農地法3条（農地に係る権利移動）、4条・5条（農地の転用）等の許可を受けるためには、上記の受付期間中に申請し、翌月13日頃開催の総会で許可・不許可の決定となります。

※許可申請には確認事項、必要書類がありますので事前にご相談ください。

問い合わせ先：山形市農業委員会事務局（電話 023-641-1212 内線 775・776・916）

農委広報やまがた
バックナンバーは
こちらから



（編集委員 石山 広義）

今年の草刈作業には大変苦労しました。草の伸びが早く、刈ってもすぐに伸びるといふ繰り返し。もっぱら刈払い機での作業ですが、体力勝負となります。

春先から夏にかけての畦畔の草刈り時には、ハツカやセリ等のさわやかな香りに癒されながらの作業で、嫌いではないのですが、秋になるとイノシシ防護柵や周辺林地等のうっそうと茂った雑草との格闘となります。チップソーにもこだわりがあり、高からず安からずの国産品を愛用しています。

因みに、雑草で一番多いのがメヒシバだそうです。また、道路脇に黄色いきれいな花をつけるオオキケンケイギクがよく見られますが、これは特定外来種で栽培してはいけない植物だそうです。

草刈りはまだまだ続きます。

